

道路占用等工事共通仕様書

平成15年	4月	1日	適用
平成28年	6月	日	改正
平成28年	7月	1日	適用
令和元年	7月	17日	改正
令和元年	8月	1日	適用

南アルプス市 建設部

目 次

第 1 章 総則	
第 1 条 目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 2 章 道路管理者の指示	
第 3 条 工事の指示または変更	1
第 4 条 条件変更その他	1
第 3 章 工事の実施	
第 5 条 道路占用許可	1
第 6 条 道路使用許可	2
第 7 条 施工計画書等の提出	2
第 8 条 保安	2
第 9 条 路面の維持	2
第 10 条 諸法規の遵守	2
第 11 条 損害賠償または紛争の措置	2
第 4 章 完了検査	
第 12 条 完了検査	3
第 5 章 瑕疵担保	
第 13 条 瑕疵担保	3
第 14 条 マンホール部の舗装の維持	3
第 6 章 掘削	
第 15 条 掘削の制限	3
第 7 章 埋設物	
第 16 条 埋設の基準	4
第 8 章 埋戻し	
第 17 条 埋戻しの材料及び方法	4
第 9 章 仮復旧	
第 18 条 仮復旧の施工	4
第 19 条 仮復旧の維持補修	4
第 10 章 本復旧	
第 20 条 舗装本復旧	5
第 21 条 路面表示類	5
第 11 章 その他	
第 22 条 その他	5

添付資料

別紙図 1	埋設深及び管種に関する道路占用許可基準	6
別紙図 2	市道標準舗装復旧構成図	7
別紙図 3	主要市道他舗装構成一覧表	8
別紙図 4	歩道標準舗装復旧構成図	9
別紙図 5	市道舗装本復旧の範囲基準	10

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、南アルプス市管理道路における道路法（以下「法」という。）第24条の規定による道路に関する工事（以下「24条工事」という。）の施工並びに法第32条の規定による許可または法第35条の規定による同意を得て道路を占有する者（以下「道路占有者等」という。）が行う工事（以下「占有工事」という。）の施工に関する一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑に施工させる事を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は24条工事及び占有工事に適用する。

- 2 24条工事及び占有工事は、すべてこの仕様書、申請（協議）書添付図面（以下「添付図面」という。）に基づき、施工しなければならない。
- 3 この仕様書のほかに、道路管理者である南アルプス市長（以下「市長」という。）が必要と認めた場合は、この限りではない。

第2章 道路管理者の指示

(工事の指示または変更)

第3条 24条工事及び占有工事の施工の細部については、市長の指示を受けなければならない。

- 2 この仕様書及び添付図面によりがたい事情が生じたときは、市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(条件変更その他)

第4条 市長が必要と認めたときは、24条工事及び占有工事の方法または条件の変更をすることができる。

- 2 24条工事施工者及び道路占有者等がこの仕様書を履行しないとき、または履行が不完全であると認められるときは、市長は当該工事の全部または一部を中止させることができる。
- 3 市長が工事の手直しを命じたときは、24条工事施工者及び道路占有者等は速やかにその指示に従わなければならない。

第3章 工事の実施

(道路施工承認及び道路占有許可)

第5条 24条工事及び占有工事を行おうとする者は、道路工事施工承認申請書及び道路占有許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認及び許可を受けなければならない。

(道路使用許可)

第 6 条 工事施工前に、道路交通法第 77 条第 1 項の規定による所轄警察署長の道路使用の許可を得なければならない。

(施工計画書等の提出)

第 7 条 工事施工にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を工事着手届（第 3 号様式）とともに市長に提出し、その承認を受けるとともに、沿道住民に工事の内容を十分に周知させなければならない。ただし、道路構造に影響が少ない工事については、提出は不要とする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 緊急時の体制
- (5) 施工資料
- (6) 使用材料
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 仮設計画

(保 安)

第 8 条 工事中は常に熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(路面の維持)

第 9 条 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃の必要が生じた場合は、速やかに処理しなければならない。

(諸法規の遵守)

第 10 条 工事施工にあたり、諸法令および工事に関する諸法規を 24 条工事施工者及び道路占用户等の責任において遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

(損害賠償または紛争の措置)

第 11 条 次の各号に掲げる場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) 工事に起因して、道路構造物に損傷を与えた場合
- (2) 工事に起因して、第三者に損害が生じた場合
- (3) 工事に起因して、第三者と紛争が生じた場合

- 2 前各号に掲げる事項に係る損害賠償責任または紛争解決義務は、24 条工事施工者及び道路占用者等が負わなければならない。
- 3 24 条工事施工者及び道路占用者等が、前項に規定する義務を履行せず、市長に損害を与えた場合は、24 条工事施工者及び道路占用者等は、市長にその損害を弁済する義務を負わなければならない。

第4章 完了検査

(完了検査)

第12条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、その施工に係る復旧工事を完了した場合においては、直ちに品質管理結果及び出来形管理結果（工事写真を含む）を添付した道路工事等完了届及び占用工事完了届（第4号様式）を市長に提出し、その検査を受けるものとする。ただし、第7条に規定する施工計画書及び工事着手届の提出が不要な工事については不要とし、検査も省略するものとする。

第5章 瑕疵担保

(瑕疵担保)

- 第13条 検査に合格し、引継ぎを受けた施設に瑕疵があるときは、市長は24 条工事施工者及び道路占用者等に対して相当の責任期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害の賠償を請求する事ができる。
- 2 前項の24 条工事施工者及び道路占用者等の責任期間は、市長が本復旧工事を施工する場合を除き、完了検査合格の日から2年間とする。ただし、その瑕疵が24 条工事施工者及び道路占用者等の故意または重大な過失により生じた場合については10年間とする。

(マンホール部等の舗装の維持)

第14条 占用工事の完了後、マンホール及びこれに類する施設の設置により、その周辺の舗装が損傷及び沈下したことが明らかな場合若しくは施工が原因と推察される場合は、市長は道路占用者等に対して当該舗装の維持を施工させることができる。

第6章 掘削

(掘削の制限)

第15条 道路舗装新設工事完了後は、原則として、コンクリート舗装については5年間、アスファルト舗装については3年間、また、道路補修工事完了後は1年間、当該舗装路面の掘削は認められないものとする。ただし、次に掲げる場合において、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 災害の防止、事故の復旧等、一般への危険防止のために行うもの。
- (2) その他、特にやむを得ないと判断されるもの。

第7章 埋設物

(埋設の基準)

第16条 道路占有は横断占有を基本とするが、特別な理由がある場合は縦断占有も認めるものとする。

- 2 埋設深及び管種類等については、埋設深及び管種に関する道路占有許可基準（別紙図1）によるものとする。

第8章 埋戻し

(埋戻しの材料及び方法)

第17条 工事のため道路を掘削した場合における道路の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 埋戻しの締固めは、ランマー、その他の締固め機械または器具で確実に締固めること。特に埋設物、構造物等については十分留意し、その周辺は入念に締固めなければならない。
- (2) 埋戻しは、原則として掘削した日に仮復旧または本復旧まで完了しなければならない。ただし、市長が承認した場合はこの限りではない。

第9章 仮復旧

(仮復旧の施工)

第18条 舗装道においては所要の埋戻し後、原則として速やかに仮舗装を行い、交通を開放するものとする。ただし、舗装幅員4m未満の横断掘削で市長が認めるものについては、即日本復旧舗装を行うことができるものとする。

- 2 仮復旧の舗装構成は、車道と歩道の区分に応じて、別紙図2から図4によるものとする。
- 3 路面表示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、仮復旧であっても、トラフィックペイント等で原形通りに塗装を行わなければならない。

(仮復旧の維持補修)

第19条 24条工事施工者及び道路占有者等は、本復旧工事に着手するまでの間、次の各号に掲げるところにより、仮復旧部分の維持補修等を行わなければならない。

- (1) 24条工事施工者及び道路占有者等は工事施工箇所を常に巡回し、路面沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。また、道路の周辺的生活環境を保安するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止、または軽減を図るよう特に配慮しなければならない。
- (2) 市長が手直しを支持した場合は、これに従わなければならない。

第10章 本復旧

(舗装本復旧)

第20条 舗装本復旧工事は、仮復旧から2か月以上経過し、埋め戻し箇所が安定してから実施するものとする。

- 2 舗装本復旧の範囲を改めて舗装切断を行い、仮復旧及び既設舗装を舗装本復旧の所定の路盤面まで掘削後に舗装本復旧を行うことを原則とする。
- 3 舗装本復旧の面積等は別紙図5によることを標準とし、市長と24条工事施工者及び道路占用者等が現地立会いの上決定するものとする。
- 4 道路構造、交通の状況、土質の関係から、前項に規定する部分についての舗装本復旧によっては、掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、舗装本復旧は当該部分に加えて、掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

(路面標示類)

第21条 路面標示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、原形通りに必ず施工しなければならない。

第11章 その他

(その他)

第22条 本仕様書に定めていない事項については、市長の指示によるものとする。